

# 資産税NEWS

THE PROPERTY NEWS  
FROM KYOTO CERTIFIED TAX ACCOUNTANT COMPANY

令和2年9月1日

# 9

No. 174

## 今月の Q&A

相続税の納付の方法について教えてください。

「相続についてのお尋ね」の記載漏れは財産隠しになりますか？



# 今月のお知らせ

相続・遺言・生前贈与・事業承継 等

## 無料個別相談会のご案内

随時  
受付

事前予約制

京都税理士法人財産管理部では、相続に関する無料個別相談会を随時受け付けております。身近な税金（相続、遺言、生前贈与、事業承継、不動産賃貸経営、資産税に関するご相談）について是非この機会にお気軽にご相談下さい。

### 日時

9:00-17:00 (土日祝除く)

※事前予約制です。

※担当がおお客様のご都合に合わせて日程調整させていただきます。

※相談時間は概ね30分～1時間以内でお願いしております。

### 特記事項

※ご相談は初回に限り無料です。

※効率よく相談を受けていただく為、相談内容に関する資料などがございましたらご持参下さい。

### <お申し込み・お問合せ先>

京都税理士法人 京都本社 財産管理部

**☎075-693-6363**

<お電話受付時間> 9:00-17:00  
(土日祝除く)

### 場所

京都税理士法人 京都本社

京都市南区吉祥院九条町30番地1 江後経営ビル



### 【アクセス】

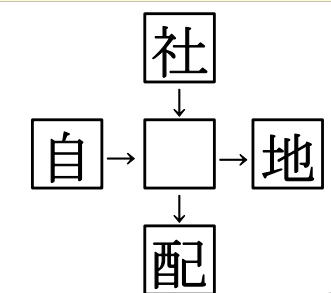
- JR西大路駅から徒歩5分
- 市バス202系統で西大路九条下車すぐ

## 今月のクイズ

真ん中の□に漢字を入れて、二字熟語を4つ作ってみましょう！  
ただし熟語は矢印の方向に読みます。

- ①社→□ ②自→□  
③□→配 ④□→地 の4つの二字熟語が出来ます。

※ 正解は次号資産税NEWSにて発表いたします。



### お問い合わせ



**Q** 相続税の納付の方法について教えてください。

**A** 現金一括納付のほか一定の要件を満たせば延納や物納が認められます。



### 【延納・物納の概要】

#### (1) 延納

申告又は更正・決定により納付することになった相続税額が10万円を超え、納期限、又は納付すべき日に金銭で納付することを困難とする事由がある場合には、申請書を提出の上、担保を提供することにより、その納付を困難とする金額を限度として、年賦で納めることができます。これを「延納」といいます。この延納期間中は利子税がかかります。なお、その相続税に附帯する加算税、延滞税及び連帯納付責任額については、延納の対象にはなりません。

#### (2) 物納

相続税に限っては、納付すべき相続税額を納期限、又は納付すべき日までに延納によっても金銭で納付することを困難とする事由がある場合には、その納付を困難とする金額を限度として、申請書及び物納手続関係書類を提出の上、一定の相続財産で納付することが認められています。これを「物納」といいます。なお、その相続税に附帯する加算税、利子税、延滞税及び連帯納付責任額については、物納の対象にはなりません。

### 【延納・物納の処理件数】

【延納の申請件数】

(単位：件)

年度	件数	年度	件数
H12	11,258	H22	2,195
H13	9,734	H23	1,811
H14	9,023	H24	1,450
H15	8,333	H25	1,304
H16	7,026	H26	1,144
H17	5,763	H27	1,376
H18	4,705	H28	1,423
H19	3,222	H29	1,344
H20	3,030	H30	1,289
H21	2,737	R1	1,122

【物納の申請件数】

(単位：件)

年度	件数	年度	件数
H12	6,100	H22	448
H13	5,753	H23	364
H14	5,708	H24	209
H15	4,775	H25	167
H16	3,065	H26	120
H17	1,733	H27	130
H18	1,036	H28	140
H19	383	H29	68
H20	698	H30	99
H21	727	R1	61

国税庁が公表しているデータでは、延納・物納の申請件数は激減しているのが現状です。原因としては平成18年の税制改正により延納・物納基準が厳格化されたことが考えられます。相続税対策を講じるうえでは税額を下げるだけでなく納税に係る課題にも取り組む必要があります。



部長 牧本

**Q** 「相続についてのお尋ね」の記載漏れは財産隠しになりますか？

**A** 「相続についてのお尋ね」に虚偽の回答をしてしまったとしても、相続税申告書の内容が適切であれば財産隠しとはなりません。大切なのは申告義務がある場合は、隠さずに税務署に相続税申告書を提出することです。



相続が開始すると、税務署から「相続税の申告等についてのご案内」と「相続についてのお尋ね」（以下、「お尋ね」という）が相続人のもとに届けられることがあります。「お尋ね」は相続税を支払う義務がある人全員に対して送付されるものではありません。発送の対象になるのは、税務署の調査によって一定以上の財産がある方などで、相続税の申告を促す目的で送付されています。

最近、この「お尋ね」に記載のなかった相続財産があったことから「お尋ね」文書で相続人が嘘をついたとして、税務署が重加算税の賦課決定をしたことをめぐり、争いになった裁判事例がありました。

審理した国税不服審判所は、重加算税について「納税者が、当初から課税標準等及び税額等を申告しないことを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づき期限内申告書を提出しなかったような場合」つまり、隠蔽又は仮装と評価すべき行為が存在した場合に賦課されるものと見解を示しました。

その上で、「お尋ね」文書について、「その記載すべき内容や提出すること自体も法定されているものではなく、あくまでも税務署が納税者に対し任意の提出を求める性質のもの」と認めたとうえで、「お尋ね文書の内容が事実と異なるということのみをもって、直ちに請求人（相続人）がお尋ね文書に意図的に虚偽の記載をいいてこれを提出したとまで認めることはできない」などと判断し、相続人への重加算税の賦課を取り消しました。

相続税の「お尋ね」文書が自宅に届いた場合、どうしたら良いかわからず焦ってしまう人も少なくありません。実際は相続税の申告を促すための資料であり、まだ申告の提出が終わっていない人に対して速やかに行うよう求めている書類となります。しかし、申告期限が迫る中で正確に回答するのが難しく間違った判断をしてしまう可能性もあります。そうならないためにも、事前に相続税がかかりそうかどうかを把握しておくことが大切ではないでしょうか。



主任 竹内